⑥　土木主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門）のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑦　造園主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ（造園又は都市計画及び地方計画））、登録ランドスケープアーキテクト（ＲＬＡ）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑧　業務実績については、完了した業務のうち業務着手から完成引渡しまでの過半の期間に従事していることを要件とする。

⑨　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。なお、実務経験については、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に掲載されている「建築士資格に係る実務経験の例示表」による。

⑩　参加表明書（技術提案書提出時に追加・変更を行った場合は技術提案提出時）に記載された管理技術者及び主任技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。なお、機械設備、電気設備、土木及び造園の主任技術者については、申請段階で配置できず参加表明書に記載できなくても可とするが、契約後、各職種の業務開始に先立ち資格要件を満足する主任技術者（再委託可）を速やかに配置すること。

⑪　予定技術者の雇用関係　配置予定の管理技術者、意匠担当の主任技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

⑫　その他

・同一の者が単体企業又は共同体の構成員として、複数の参加表明書を提出しないこと。

・参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　専門分野別の技術職員の状況

⑶　同種業務の実績

⑷　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　提出者の業務経歴等　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似の業務の実績及び専門分野別の技術職員の状況

⑵　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑶　業務実施方針及び手法　説明書の理解度、取り組み体制、スケジュール管理

5　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部調達管理課　電話03―5323―4322

⑵　掲示文兼説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和６年２月６日から令和６年４月18日まで

交付場所　当機構ホームページからのダウンロードにより交付する

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和６年２月21日16時00分まで

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部　団地設計第１課　電話03―5323―2337

提出方法　あらかじめ提出予定日の２営業日前までに提出日時を担当者と調整のうえ、持参すること。郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）の場合は提出場所を宛先とし、提出期間内必着とする。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和６年４月19日16時00分まで

提出場所及び提出方法　⑶に同じ。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑸　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　詳細は掲示文兼説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takuya Kurakami, Director General of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Design Works for Building in Suwa Housing Complex.

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 21 February 2024

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 April 2024

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Management Division, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―4322

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和６年２月６日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　倉上　卓也

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　けやき台団地Ｉ期先工区基本設計その他業務

⑶　業務内容　ＵＲ賃貸住宅に係る下記の設計等業務

・基本設計業務（建築、設備、土木、造園）

・工事費算定図作成業務（建築、設備、土木、造園）

・積算業務（建築、設備、土木、造園）

・その他上記に係る追加業務

詳細は、「けやき台団地Ｉ期先工区基本設計その他業務特記仕様書」（以下、「仕様書」）による。

⑷　履行期限　契約締結日の翌日～令和11年３月30日

一次指定部分　令和６年11月29日

・基本設計の完了

二次指定部分　令和７年５月30日

・工事費算定図作成の完了

三次指定部分　令和７年９月30日

・積算業務の完了

・一団地認定申請資料作成の完了

2　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、⑶にあげる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を当該業務に配置できること。

⑴　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。